

令和 8 年第 2 回熊野町議会臨時会

会議録（第 1 号）

1. 招集年月日 令和 8 年 5 月 1 5 日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和 8 年 5 月 1 5 日

4. 出席議員（13 名）

1 番 藤 本 健 太	2 番 世 良 将 生
3 番 水 原 耕 一	4 番 福垣内 邦 治
5 番 光 本 一 也	6 番 中 島 数 宜
7 番 尺 田 耕 平	8 番 竹 爪 憲 吾
9 番 沖 田 ゆかり	10 番 片 川 学
11 番 民 法 正 則	13 番 大瀬戸 宏 樹
14 番 時 光 良 造	

5. 欠席議員

なし

6. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	岩 田 秀 次
教 育 長	平 岡 弘 資
総 務 部 長	佛 圓 至 裕
住民生活部長	西 川 伸一郎
健康福祉部長	西 村 ゆ り
建設農林部長	福 嶋 春 樹
教 育 部 長	須 賀 雅 彦
総 務 部 次 長	多久見 良 数
住民生活部次長	宗 像 雅 充
健康福祉部次長	井 原 志保里

建設農林部次長	渡 部 貴 幸
教 育 部 次 長	花 岡 秀 城
政 策 企 画 課 長	永 谷 望
財 務 課 長	堀 野 准
産 業 観 光 課 長	近 藤 光 宏
収 納 管 理 課 長	石 田 裕
防 災 安 全 課 長	北 川 忠 博
生 活 環 境 課 長	諏訪本 壮 太
高 齢 者 支 援 課 長	竹 本 園 美
子 育 て 支 援 課 長	熊 野 孝 則
健 康 推 進 課 長	寺 澤 ひとみ
都 市 整 備 課 長	阿 川 健 二
農 林 緑 地 課 長	中 原 幸 成
下 水 道 課 長	小鳥田 和 詞
会 計 課 長	桐 木 清 美

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	桐 木 和 義
議 会 事 務 局 書 記	伊 原 友 洋

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 議 事 日 程（第1号）

開 会 宣 告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第19号 専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
- 日程第 4 議案第20号 専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
- 日程第 5 議案第21号 筆の里工房周辺都市公園整備工事【第3期】請負契約の締結について

9. 議事の内容

○議長（時光）　ただいまの出席議員は１３名です。定足数に達していますので、ただいまから令和８年第２回能野町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

○議長（時光）　これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、藤本議員、
番、世良議員、3番、水原議員の3名を指名します。

○議長（時光）　これより日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日のみとしたいと思いますが、それに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日とすることに決定しました。

これより議案等の説明を求めるため、副町長、その他の関係職員の出席を求めます。

暫時休憩いたします。

(休憩 9 時 3 1 分)

(再開 9 時 3 2 分)

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第３、議案第１９号、専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

岩田副町長。

○副町長（岩田） 議案第19号、専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報

告及び承認につきまして御説明申し上げます。

専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、令和8年4月1日施行分を専決処分したものでございます。

主な改正内容は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正や、改修特別特定建築物に対する税額減額措置のわがまち特例の割合を定める規定の新設など、所要の改正を行ったものでございます。

詳細につきましては、住民生活部次長が説明をいたします。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

〇議長（時光） 宗像住民生活部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

〇住民生活部次長（宗像） 議案第19号、専決処分した熊野町税条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして、御説明申し上げます。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正が必要なため、令和8年4月1日施行分について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

まず、1の主な改正内容ですが、一つ目の軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正については、米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和7年度末をもって環境性能割を廃止し、これまでの種別割を軽自動車税とするなど関係条項を改正したものでございます。

二つ目の住民税所得割の課税標準額の範囲の拡大は、上場株式等の配当は現行制度では、個人本人の保有割合が3%以上の場合に総合課税の対象として住民税所得割が課税されておりました。

しかし、自己が支配する同族会社に株式を移すことで、個人の保有割合を3%未満に抑え、課税を免れるケースが問題となったことから、個人本人と同族会社の保有分を合算して3%以上となる場合についても、総合課税の対象として住民税所得割の課税標準額に含めることとし、同族会社を利用した租税回避を防止し、公平な課税を確保するた

め所要の改正を行ったものです。

三つ目の特例は、昭和43年度に創設されて以来、肉用牛生産農家の経営安定と国産牛肉の安定的な供給を図るため、長年にわたり継続されてきた措置で、肉用牛の生産は飼養期間が長く収入が一時に集中しやすい上、近年は飼料価格の高騰や農家戸数・飼養頭数の減少が続いており、生産基盤の維持・強化が急務となっております。

このような状況を踏まえ、所得税の特例と連動し、本特例の適用期限が令和9年度分から令和12年度分まで3年間延長され、本条例においても同様の改正を行ったものです。

四つ目は、改正点が大きく二つあり、まず1点目は、対象建築物の拡充でございます。

これまで、バリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置は、劇場や音楽堂に限られておりましたが、今回の改正により不特定かつ多数の方が利用し、または主として高齢者・障害者等が利用する建築物、いわゆる特別特定建築物全体に拡充されました。老人ホームや病院なども新たに対象となります。

次に2点目は、わがまち特例の新設でございます。

これまで減額割合は法律で一律に定められておりましたが、今回の改正により、市町村が条例で割合を定める、いわゆる「わがまち特例」の仕組みに移行いたしました。本町では、法律の規定に合わせ、3分の1を減額する割合を条例に定めたものでございます。

あわせて、法令改正に伴う申告等に関する規定の整備を行ったものでございます。

五つ目は、法律の改正に伴う関係条項のずれの修正などとなります。

施行期日は令和8年4月1日です。

説明は以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

光本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○5番（光本） （4）わがまち特例について、ちょっと詳しく本町の事例に沿ってちょっと詳しく説明をお願いします。

〇議長（時光） 西川住民生活部長。

〇住民生活部長（西川） これまでの法律において、今までは音楽堂とか制定されてて、うちでもその適用ができるようになっておりました。

わがまち特例ということで、その減額について条例で施行することになったので附則においてその制定をしてるんですけども、特に今まで適用したことがあるかということではなくて、また今後もあるかどうかはそこは分かりかねるところですけども、そういうバリアフリーをした改修施設についてということです、そもそもそういう施設まだないところですので、なのでそういうバリアフリー改修をしたらこの減額の措置をするということになるので、現状と言われるとまだ今のところないというふうになるかと思います。

以上です。

〇議長（時光） 光本議員。

〇 5 番（光本）　　ということは、今の最初のポチ、中ポツのところで、劇場、音楽堂等に加えて高齢者・障害者等の施設に拡充されたとあるんですが、これ町内にそういう施設はありますよね。これもわがまち特例の対象になるというようなことですかね。

〇議長（時光） 宗像次長。

〇住民生活部次長（宗像） 議員申されましたように、医療福祉施設とか文化教育施設、それから体育館や商業施設などが今回の改正で含まれることとなりました。

以上です。

〇議長（時光） 光本議員。

〇 5 番（光本）　　ということは、一般の住宅については、そういったバリアフリーの関連した整備というか建設をしても、これは対象にならないということですか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 宗像次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○住民生活部次長（宗像） そのとおりでございます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 光本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○5 番（光本） よく分かりました。

それと、（１）軽自動車税環境性能割の廃止ということで、元に戻ったということですが、これ影響額はどのぐらいを見込んでおりますか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 宗像次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○住民生活部次長（宗像） 令和７年度で申しますと、歳入として６８０万余りが入っておりますけれども、これ県のほうで徴収されますので、県のほうに３０万余り手数料を支払っております。

なので６５０万円ぐらい、令和７年度で申しますと入っているんですけど、これが全て入らなくなるということでございます。

その減額分につきましては、国のほうで安定財源を確保する具体的な方策を検討するまでの間、責任を持って手当するというふうになっておりますので、影響としてはもうほとんどないものと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（時光） ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより、議案第１９号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第１９号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第４、議案第２０号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 議案第２０号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして御説明申し上げます。

専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、令和８年４月１日施行分を専決処分したものでございます。

主な改正内容は、子ども・子育て支援金制度の新設、国民健康保険税の課税限度額の引上げ、低所得者に係る軽減対象の拡充など、所要の改正を行ったものでございます。

詳細につきましては、住民生活部次長が説明申し上げます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 宗像住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（宗像） 議案第２０号、専決処分した熊野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして、御説明を申し上げます。

この条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正が必要なため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和８年４月１日施行分を専決処分したものでございます。

お手元の資料２を御覧ください。

まず、1の改正の理由でございますが、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みである、子ども・子育て支援金制度が新設され、令和8年4月分から開始となること、被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、保険税の課税限度額の見直しを行うとともに、経済動向等を考慮し、軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないように、保険税に係る軽減措置の判定基準となる金額を見直すことに合わせて改正したものでございます。

2の改正の内容におきまして、(1) 子ども・子育て支援金制度の新設でございますが、この制度は令和8年4月分から始まる全医療保険者から支援金の拠出による子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みで、児童手当の拡充、育児時短就業給付、育児期間中の国民年金保険料免除、妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付、こども誰でも通園制度に充てられます。

本制度の税率につきましては、令和12年度に広島県の保険税率が統一される見込みであり、令和8年度は制度開始年度であることから、広島県から提示された子ども・子育て支援納付金分の税率を採用し、第2条及び第9条の4から第9条の7を規定するものでございます。

なお、令和8年度につきましては、1人当たりの保険税額は2,366円となる見込みでございます。

18歳以上均等割は、子ども・子育て支援金制度は少子化対策であることから、子どもがいる世帯の負担が増えないように、高校生以下に係る子ども子育て支援金の均等割額を10割軽減したことによる不足分を18歳以上均等割額として、18歳以上に課税する仕組みでございます。

次に、本制度における減額制度を基礎賦課額等と同様に第23条に規定するものでございます。

次に、(2) 課税限度額の引上げでございますが、国民健康保険税は基礎課税、いわゆる医療保険分と後期高齢者支援金等分、介護保険分の3つに、子ども・子育て支援納付金分を加えた4つの区分に分かれ、それぞれ所得割、均等割、平等割の税率で計算し、子ども・子育て支援納付金分の18歳以上均等割を加算した合計額を課税額としております。

今回の改正は、その医療保険分の上限額と子ども・子育て支援納付金の新設による改正で、医療保険分につきましては、現行の66万円から67万円に引上げを行い、子ど

も・子育て支援納付金分については上限額を3万円とし、国民健康保険税全体の最高額が、現行の109万円から113万円としたものでございます。

次に、(3)国民健康保険税の減額でございますが、現在、低所得世帯に対する救済措置として、国民健康保険税のうち世帯の所得や人数に応じて被保険者1人ごとに課す均等割と世帯ごとに課す平等割につきまして、それぞれ7割、5割、2割を軽減する減額措置がございます。

その軽減判定につきまして、5割軽減は軽減判定所得の算定において、被保険者等の人数に乗すべき金額を30万5,000円から31万円に引き上げ、2割軽減は被保険者等の人数に乗すべき金額を56万円から57万円に引き上げ、その対象範囲を拡充したものでございます。参考図を御確認いただくと分かりやすいかと存じます。

3の施行期日は令和8年4月1日です。

説明は以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより、議案第20号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） これより日程第5、議案第21号、筆の里工房周辺都市公園整備工事

【第3期】請負契約の締結についてを議題とします。

岩田副町長。

○副町長（岩田） 議案第 21 号、筆の里工房周辺都市公園整備工事【第 3 期】請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

この契約は、令和 7 年度執行の第 2 期工事に続き、公園の整備を実施するものです。

この工事の契約締結について、その予定価格が5,000万円以上のため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、都市整備課長が説明を申し上げます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（時光） 阿川都市整備課長。

○都市整備課長（阿川） 議案第21号、筆の里工房周辺都市公園整備工事【第3期】請負契約の締結について、詳細に御説明します。

お手元の資料 3 を御覧ください。

項目番号1「要旨」ですが、令和8年5月1日に実施した筆の里工房周辺都市公園整備工事【第3期】に係る指名競争入札の工事概要及び入札結果について説明いたします。

次に、項目番号2「工事概要」です。

このたびの工事の名称は、筆の里工房周辺都市公園整備工事【第3期】で、工事概要は敷地造成工、施設整備工、調整池の残工事を施工するものでございます。

工事図面につきましては、参考資料 1 を御覧ください。全体計画平面図で右上に工事概要を記載しております。

資料 3 に戻りまして、項目番号 3 「工事における入札結果」ですが、予定価格は税抜き 2 億 7, 0 1 1 万円に対して、落札額は 2 億 1, 8 0 0 万円、落札率は 8 0 . 7 0 % となっております。

落札業者は、株式会社熊野技建です。入札結果につきましては、参考資料 2「入札状況報告書」を添付しておりますので後ほど御覧ください。

続きまして、項目番号4「仮契約」につきましては、落札業者である株式会社熊野技

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○都市整備課長（阿川） 契約約款にも資材の高騰により資材が上がった場合は、スライド率を掛けて変更契約をしてもよいと契約約款にうたっておりますので、そういった面も含めてそういった資材が高騰した場合は変更契約で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） すみません、財政のほうにお伺いいたします。

この筆の里工房の公園の整備、全体で幾らまで上限を認めているのかといったことを考えていらっしゃるのかどうか、ちょっとお伺いしたいんですが。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 渡部建設農林部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設農林部次長（渡部） 上限額ですけども、今現在2月の全協でお示いたしました22億7,000万円というのが、今皆様にお伝えしている金額となっております。

先ほどもありましたけども、例えば資材が高騰することによって、なんとかせんにやいけんというところがあると思いますので、例えば材料等で見直しをすとか、また断熱材なんかにしても発泡スチロール等は非常に値段が今高くなっておりますので、グラスウールとかロックウールとかといったあまり価格に影響のないものに変更するとかっていうのも、今後考えていかないといけないと思っております。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） この工事に関しては、住民さんも非常に不安を感じていらっしゃいますので、適切に対応していただきますよう今後ともお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原）　ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけども、予定価格から落札額、これが5,000万ちょっと違うんですけども、これ5,000万違うということは予定価格の意味がないような気がするんですけども、この落とされた金額にしたという考えっていうのは、どういうところから落札したんでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光）　阿川課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○都市整備課長（阿川）　今考えられる状況は、指名業者の中で競争をして、この価格で契約をされたものと考えております。

　　以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光）　水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原）　普通、最低制限価格というものを持つような設定するようなことはあると思うんですけども、その設定はなかったんでしょうか。

　　これ落札率80.7%となると、最低制限価格よりもかなり低いんですよこれ。普通はいろいろ直接工事費や共通仮設費やっていうのがあって、全部100分の97、100分の90、100分の90、一般管理費等の100分の68というふうになっておるんですけども、これ平均して大体これ平均なんでそこまで厳密に質問したわけじゃないんですけども、86%ぐらいの価格では最低制限価格になるんですけども、80.7%になるっていう根拠、これはどう考えてますでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光）　渡部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設農林部次長（渡部）　最低価格が7割となっております。

　　今回ですね、やはり4月まだ早い段階なので、広島市等も大きな工事が今出てないということもございまして、業者のほうやはり約3億円に近い工事ということで、しっかりと取りに来られたという結果だと思っております。

　　以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原） これ7割っていうと、かなりもう安けりゃいいって感じになってくるんですけども、町の行政の者が見込んだ予定価格と業者のほうが設定した価格の差が5,000万あるということは、そこに5,000万円ってところの幅分というのは、どういうところがその幅、影響が出てたんでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 渡部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設農林部次長（渡部） どこで影響したかというのはちょっとなかなか難しいところはあると思うんですけども、やはり安く取って悪いものになってはいけないと思うので、その辺り施工管理をしながらしっかりと見ていきたいと思っておりますし、今回のどちらかというところと造成工事ということで、物を仕入れるというよりかは、どちらかと言えば作業的な項目が非常に多いかと思っておりますので、その辺りを請負業者のほうがりしっかりとその辺りを計画をして落札をしたというふうに考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原） 5,000万円違うっていうこと、相手の業者の言う分で認めたことになるんで、きっちりと中の見積額っていうのを見てないってことですよね、それは。

これは実際、こういう公共工事を行うときにあってはならないことだと思っております。そういうことをやっているんで後々補正が出るっていうふうな感じになると思うんですけど。

先ほど沖田議員から言われたように、この補正、限度額決めてますでしょうかっていうふうなことを言われたんですけども、一応、世間一般では30%ルールというのがあります。これは設定金額で最低でも30%を超えるような金額は補正は出してはいけませんよっていうルールがあるんですけども、そういうところも先ほど言っていましたけども、限度額ルールづくりっていうのはしてますでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 渡部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設農林部次長（渡部） やはり、町のほうも3割は超えないようにというルールはございます。その中でもしっかりと管理もしながら、今増えたら増えるだけというようなことはないように、しっかりと管理していきたいと思っております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 水原議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（水原） ぜひ、そういう面のお願いはしたいんですけども、とにかく一番安い金額が落とされるっていうことになってくると、業者のほうも7割ですと7割ぎりぎりですと落として、あと補正でやると何とかなるだろうっていうような考え方になってくるんで、ぜひそういうところ、見積りのチェックというものをなしで落札さすっていうんじゃないくて、ある程度の見積額の中にどのような金額、どのようなあれが入っているのか、先ほども言いましたけど直接工事費は幾ら幾らで、共通仮設費幾ら幾ら、現場管理費幾ら幾ら、一般管理費幾ら幾らっていうものをちゃんと精査して、それで落札できる業者はしてもらえばいいんですけども、それを無視した今回のこの落札額ですので、ちょっと私は心配でしようがないんですよ。

ですので、そういうところもきっちりこれからも見て考えて、これをつくっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 渡部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○建設農林部次長（渡部） 見積りのときに詳細はございまして、各工種の金額等は分かっております。その辺りの確認はしております。ちょっと今、手元資料がございませんので、幾らというのはちょっと申し上げられないんですけども、そのような資料もございまして、全然見てないわけではございません。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（水原） その資料が出ているわりには5,000万というのはちょっとおかしい、そこまで落とすことはないんじゃないのかなと思うんですけれども、安けりゃいいやっというふうな感じになってくるようなこの工事になってしまうので、ぜひこの普通、最低制限価格っていうのをどこでも自治体であれば設定してると思ったんですけれども、その設定が今までなかったのかなと思って、結局その設定がないので補正も次々出るっというふうな感じになってくるのではないのかなと思うんですよね。

今までも筆の里工房周辺整備事業でも補正だらけですよ。それは物価高騰でいろんな資材が高騰したり人件費が高騰したりしているんで、しょうがないところがあるんかもしれないんですけれども、やはりそういうところも見込んで落札しないといけない。また、それ以上になったときにも30%ルールっていうのをきっちりと押さえて、業者との幾らまで補正を出すんかっていう限度額っていうのは決めてないと、絶対これはなあなあになってくるような工事になってきますので、ぜひそのところをよろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより、議案第21号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第6、議案第22号、熊野第三小学校南校舎建替え工事請

負契約の締結についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

岩田副町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○副町長（岩田） 議案第22号、熊野第三小学校南校舎建替え工事請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

この契約は、安心安全な教育環境の確保及び新しい時代に求められる学校施設の整備を図るため、熊野第三小学校南校舎の建替え工事を実施するものでございます。

この工事の契約締結について、予定価格が5,000万円以上のため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育部次長から説明を申し上げます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 花岡教育部次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（花岡） 議案第22号、熊野第三小学校南校舎建替え工事請負契約の締結の詳細につきまして御説明申し上げます。

お手元の資料4を御覧ください。

項目番号1「要旨」ですが、令和8年5月1日に指名競争入札を実施した熊野第三小学校南校舎建替え工事につきまして、工事概要及び入札結果について御説明するものでございます。

次に、項目番号2「工事概要」です。

工事名は、熊野第三小学校南校舎建替え工事で、工事概要は地上4階建て、鉄筋コンクリート造、建築面積は523.26平方メートル、延床面積は1,535.53平方メートルでございます。

参考資料1としまして工事図面を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、項目番号3「工事における入札結果」ですが、予定価格は税抜き8億6,070万円に対して、落札額は8億5,500万円、落札率は99.34%となっております。

落札業者は、河井建設工業株式会社です。入札結果につきましては、参考資料2として入札状況報告書を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

続きまして、項目番号4「仮契約」につきましては、落札業者である河井建設工業株式会社と令和8年5月11日に仮契約を締結しています。

契約額は税込みで9億4,050万円です。

工期につきましては、議会の議決のあった日の翌日から令和9年7月31日までです。

項目番号5「事業スケジュール（予定）」は、今後の主なスケジュールとなっております。

説明は以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） 第三小学校建替えの工事、工期が非常に長いんですけども、子どもたちへの安全配慮を徹底していただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 花岡次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（花岡） 工事期間中、まず正門のほうが通りづらくなるかと思われます。

その正門のほうの入り口のほうに関しましては、工事にもよるんですが、安全上配慮した上で仮囲いなどをつくりまして、児童の通路を確保したいと考えております。

また、現在グラウンドに下りる南側の門、あちらも東側のほうに新しく工事するように計画しておりますので、そちらのほうも利用しまして、児童の安全には十分配慮して工事に着手するようにいたしたいと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○9番（沖田） 工事期間中に、教育委員会から定期的に現場に赴いてっていうことは考えていらっしゃるかな。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 花岡次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（花岡） しっかりと定期的に現地場面に赴いて確認して、その場その状況に応じた安全確認をしてまいりたいと思っております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（時光） ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより、議案第２２号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第２２号については、原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会します。

皆さん、大変お疲れさまでした。

（散会 １０時１７分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員